当座貯金

(2025年4月1日現在)

	(2025年4月1日現在)
商品名	・当座貯金
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	
(1)預入方法	・随時預け入れできます。
(2)預入金額	・1円以上
(3)預入単位	・1 円単位
払戻方法	・小切手・手形または当組合所定の払戻請求書により随時払い戻しできます。
利息	・無利息となります。
手数料	・小切手・手形用紙代金は店頭に備え置く手数料等一覧に記載します。
付加できる特約事項	・別途審査により貸越を利用できます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
貯金保険制度 (公的制度)	・貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および	・苦情処理措置
紛争解決措置の内容	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融共済部金融業務課(電話:079-421-3738)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。・紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部 金融業務課または J A バンク相談所にお申し出
	ください。 兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当J A金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお問い合せくださ
	い。) ※東京会議上へ、第一東京会議上へ、第二東京会議上へ(以下「東京三会議)
	※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム 等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる	・口座開設にあたり所定の審査が必要となります。
事項	・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、当JA
	に対する解約の通知は書面によるものとします。
	・この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当JAはその支払義務を負いません。 ・前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却すると
	ともに、当座勘定の決済を完了してください。 ・呈示された手形、小切手は、呈示日の14時までに当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし14時以降に入金した資金であっても、当組合が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。・この貯金は、2025年4月1日より新規口座開設の取扱いを停止しています。

普通貯金

(2022年11月29日現在)

商品名	・普通貯金
間 前 名 ご利用いただける方	
,	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	Below longer (1) and (1) and (1)
(1)預入方法	・随時預け入れできます。
(2)預入金額	・1円以上
(3)預入単位	・1 円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利 息	
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度	・毎年3月と9月の当JA所定の日に支払います。
(3)計算方法	・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日
	とする日割計算をします。
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税、
	法人のお客さまは総合課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
手数料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金
	融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
	・スウィングサービスの取扱いにあたっては、以下の手数料をいただきます。
	順スウィング(普通貯金から貯蓄貯金・普通貯金から定期貯金への自動的な
	振替) 1回ごとに110円(うち消費税10円)
	・2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場
	合には、未利用口座管理手数料をいただきます。
	なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座による当座貸越ができます。
刊加てきる特別事項	・個人のお客さまは総合口座によるヨ座員趣ができます。 ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)
	・ 個人のお谷さまは、「少優、「厚かい有等を対象とする「少銀灯音が味代刊度」」 の取扱いができます。
	・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。
	・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。
	・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。
	また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。
	・希望される場合は、既存の普通貯金の口座番号をそのままに全額を普通貯金
	無利息型(決済用)へ切替えることができます。
	・貯蓄貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。
	・定期貯金へ資金移動させるスウィングサービスの取扱いができます。
	・個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンク
	アプリにより通帳レスロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明
的	細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。 ・ 保護対象
貯金保険制度	11 10-21
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除し、
# k= 4n -m k# m 2 - 2 - 2 0	く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	・苦情処理措置
紛争解決措置の内容	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J
	A本支店(所)または金融共済部 金融業務課(電話:079-421-37
	38)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢
	を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等
	を受け付けております。

	• 紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき
	ます。上記当JA金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお申し出
	ください。
	兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227)
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会
	(以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J
	A金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお問い合せくださ
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護
	士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、
	お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方
	法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム
	等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではあり
	ません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問
	合せください。
その他参考となる	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日

その他参考となる 事項 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

総合口座

(2022年11月29日現在)

商品名	・総合口座 (2022 年 11 月 29 日現在)
ご利用いただける方	・個人のみ(当座貸越取引が行われることから未成年者と取引する場合は、法
- 441/114 (CICI) 3/1	定代理人と取引を行います。)
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	/yJIHJ ~ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
「JA	・随時預け入れできます。
(2)預入金額	・1円以上
(3)預入単位	1円以上1円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利息	・ 随時が、
	 ・毎日の店頭表示の普通貯金利率を適用します(変動金利)。
(1) 過用並利 (2) 利払頻度	・毎年3月と9月の当JA所定の日に支払います。
(3)計算方法	- 毎年3月と3月のヨ 、 A別足の日に又払いより。 - 毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日
	とする日割計算をします。
(4)税 金	・20.315% (国税 15.315%、地方税 5 %) ※の分離課税となります。
(4) 7兆 並	*20.313 / (国代 13.313 / 6、地方代 3 / 6)
 (5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	- 並作が3点が2で14な小か ドルスかしてV・まり。
手数料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当 J Aおよびオンライン提携金
丁 奴 附	・ヤヤッシュカートによる頂人・払戻寺の際にヨJAねよびオンノイン提携金 融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
	一融機関等の別足の子数科がかかることがあります。 ・スウィングサービスの取扱いにあたっては、以下の手数料をいただきます。
	・スワイングザービスの取扱いにあたっては、以下の手剱科をいたださます。 順スウィング(普通貯金(総合)から貯蓄貯金・普通貯金(総合)から定期
	貯金への自動的な振替) 1回ごとに110円(うち消費税10円)
	・2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場
	合には、未利用口座管理手数料をいただきます。
Literできる Ht がまで	なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま
	す。
	・自動継続扱いの定期貯金、定期積金を担保組入れすることにより、当座貸越
	をご利用できます。貸越限度額は、定期貯金・定期積金残高の合計額の 90% (千円未満切捨て)、最高 300 万円までご利用になれます。貸越利率は、定期
	「日本個別指で)、取同 300 カドまでこ利用になれまり。貞越利率は、足期 貯金の利率に年0.500%上乗せした利率、定期積金の利回りに年0.5
	00%上乗せした利率が適用されます。 ・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。
	・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。
	・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。
	また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。
	・希望される場合は、既存の普通貯金の口座番号をそのままに全額を総合口座 無利息型(決済用)へ切替えることができます。
	悪利息型(伏済用)へ切替えることができます。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳
	・通帳レスロ座サービス(通帳寺の発行に代えてJAハンクテノリにより通帳 レスロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いた
	レスロ座利用規定が適用される財金ロ座の残局・八田金明神寺をご確認いに だくサービス)がご利用になれます。
 貯金保険制度	・ 保護対象
灯並体陝制度 (公的制度)	・休護刈ゑ 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
(公口)の(交/	ヨ談灯並はヨJAの譲渡性灯並を除く他の灯並等(主観体護される灯並体険法界 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	51 宋の21-規定する沃済用財金(ヨ座財金・晋通財金・別段財金のづら、「無利
	-
# k	
苦情処理措置および	・苦情処理措置
紛争解決措置の内容	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J
	A本支店(所)または金融共済部金融業務課(電話:079-421-37
	38)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢
	を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等 を受け付けております。 •紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき ます。上記当JA金融共済部金融業務課またはJAバンク相談所にお申し出 ください。 兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお問い合せくださ ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護 士会 | という。) では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、 お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方 法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム 等により、共同して解決に当ります。 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではあり ません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問 合せください。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日 その他参考となる 事項 まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させ ていただきます。 ・貸越が発生している状態で一定の条件になった場合には、貸越金を即時にご 返済いただく場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

営農貯金

(2022年11月29日現在)

商品名	・営農貯金 (2022 年 11 月 29 日現在)
ご利用いただける方	・固長町金・個人および法人(団体を含む。)
期 間	・胸へわよい伝へ(団体を含む。) ・期間の定めはありません。
預入方法	が同りためなめりません。
(1)預入方法	・随時預け入れできます。
(2)預入金額	・ 1 円以上
(3)預入単位	- 1 円以上 - 1 円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利息	・ 旭村が大してきまり。
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度	・毎年3月と9月の当JA所定の日に支払います。
(3)計算方法	・毎年3月と9月のヨリA別足の日に文括でより。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日
	とする日割計算をします。
(4)税 金	- でする日間可乗をしよす。 - 個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税、
	法人のお客さまは総合課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	並作がは自興の並作致があっては致かしています。
手数料	・2021 年 10 月 1 日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場
3 30 11	合には、未利用口座管理手数料をいただきます。
	なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	・個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンク
117世ででの内が1年代	アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明
	細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除
	く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	・苦情処理措置
紛争解決措置の内容	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、当 J
	A本支店(所) または金融共済部 金融業務課(電話:079-421-37
	38)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢
	を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等
	を受け付けております。
	・紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき
	ます。上記当JA金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお申し出
	ください。
	兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227)
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会
	(以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J
	A金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお問い合せくださ
	<i>١</i> ٧°)
	※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護
	士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、
	お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方
	法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム
	等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。

	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる 事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 10 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

こども貯金

(2021年10月1日現在)

	(2021年10月1日現在)
商品名	・こども貯金
ご利用いただける方	・個人のみ
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	
(1)預入方法	・随時預け入れできます。
(2)預入金額	・1円以上
(3)預入単位	・ 1 円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利 息	
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。
(2)利払頻度	・毎年3月と9月の当JA所定の日に支払います。
(3)計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日
	とする日割計算をします。
(4)税 金	・「こども組合」がその学校の長の管理、指導を受けて児童生徒の代表の名義を
, , , , =	もってする貯金等の利子については金額に制限なく非課税となります。
	・学校の長などの代表者の名義の場合、児童生徒の個人名義の場合は 20.315%
	(国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
手 数 料	・2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場
	合には、未利用口座管理手数料をいただきます。
	なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第一
(五百分时)及/	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利」
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除し
	る。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
the label and literative and an	
苦情処理措置および	・苦情処理措置
紛争解決措置の内容	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J
	A本支店(所) または金融共済部 金融業務課(電話: 079-421-37
	38)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢
	を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等
	を受け付けております。
	· 紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき
	ます。上記当JA金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお申し出
	ください。
	兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227)
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会
	(以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J
	A金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお問い合せくださ
	※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護
	士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、
	お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方
1	
	法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム

	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる	
事項	

商品概要説明書 普通貯金無利息型<決済用>

(2025年11月15日現在)

商品名	・普通貯金無利息型<決済用>
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	/y/inf ν / ν ε ε / ν ο
(1)預入方法	・随時預け入れできます。
(2)預入金額	1円以上
(3)預入単位	1円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利息	・無利息となります。
手数料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金
1 3/4 11	融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
	・スウィングサービスの取扱いにあたっては、以下の手数料をいただきます。
	順スウィング(普通貯金から貯蓄貯金・普通貯金から定期貯金への自動的な
	振替) 1回ごとに110円(うち消費税10円)
	・2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場
	合には、未利用口座管理手数料をいただきます。
	なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座による当座貸越ができます。
1, 12 2 14/114 11 12	・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。
	キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。
	・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。
	また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。
	・貯蓄貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。
	・定期貯金へ資金移動させるスウィングサービスの取扱いができます。
	個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンク
	アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明
	細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
貯金保険制度	・貯金保険制度により全額保護されます。
(公的制度) 苦情処理措置および	. 艾桂加州男
お何処理相直のよい 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J
初于所入旧直の内合	A本支店(所)または金融共済部金融業務課(電話:079-421-37
	3 8) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢
	を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等
	を受け付けております。
	・紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき
	ます。上記当JA金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお申し出
	ください。
	兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227)
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会
	(以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J
	A金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお問い合せくださ
	\'_\o)
	※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護
	士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、
	お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる 事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日 まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させ ていただきます。

総合口座(普通貯金無利息型<決済用>)

(2022年11月29日現在)

	(2022 年 11 月 29 日現在)
商品名	・総合口座(普通貯金無利息型<決済用>)
ご利用いただける方	・個人のみ(当座貸越取引が行われることから未成年者と取引する場合は、法
	定代理人と取引を行います。)
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	
(1)預入方法	・随時預け入れできます。
(2)預入金額	・1円以上
(3)預入単位	1円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利息	・普通貯金は無利息となります。
手数料	
一	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金
	融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
	・スウィングサービスの取扱いにあたっては、以下の手数料をいただきます。
	順スウィング(普通貯金(総合)から貯蓄貯金・普通貯金(総合)から定期
	貯金への自動的な振替) 1回ごとに110円(うち消費税10円)
	・2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場
	合には、未利用口座管理手数料をいただきます。
	なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	・自動継続扱いの定期貯金、定期積金を担保組入れることにより、当座貸越を
	ご利用できます。貸越限度額は、定期貯金・定期積金残高の合計額の90%(千
	円未満切捨て)、最高 300 万円までご利用になれます。貸越利率は、定期貯
	金の利率に年0.500%上乗せした利率、定期積金の利回りに年0.50
	0%上乗せした利率が適用されます。
	・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。
	・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。
	・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。
	また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。
	・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳
	レスロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いた
	だくサービス)がご利用になれます。
마스/마스베스	면 스 / P P스센 호 /
貯金保険制度	・貯金保険制度により全額保護されます。
(公的制度)	Holde to an III mi
苦情処理措置および	• 苦情処理措置
紛争解決措置の内容	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J
	A本支店(所) または金融共済部 金融業務課(電話:079-421-37
	38)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態
	勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等
	を受け付けております。
	• 紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき
	ます。上記当JA金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお申し
	出ください。
	兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227)
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会
	(以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当」
	A金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお問い合せくださ
	い。) ※東京会議十合 第一東京会議十合 第二東京会議十合 (以下「東京三会議
	※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」といる。)では、東京以外の地域のな客様からのな中、出てのいて
	士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、
	お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方
	 法もあります。

	 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる 事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていたがなます。
	ていただきます。 ・貸越が発生している状態で一定の条件になった場合には、貸越金を即時にご返済いただく場合があります。

貯蓄貯金

(2022年11月29日現在)

商品名	・貯蓄貯金
ご利用いただける方	・個人のみ
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	
(1)預入方法	・随時預け入れできます。
(2) 預入金額	・1円以上
(3)預入単位	・1円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利息	
(1) 適用金利 (2) 利払頻度	・1円以上10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します(変動金利)。 ・毎年3月と9月の当JA所定の日に支払います。
(3)計算方法	・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 1 円として 1 年を 365 日と する日割計算をします。
(4)税 金	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手 方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当 J A およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
	・スウィングサービスの取扱いにあたっては、以下の手数料をいただきます。
	(1)順スウィング(貯蓄貯金から定期貯金への自動的な振替)
	1回ごとに110円(うち消費税10円)
	(2) 逆スウィング(貯蓄貯金から普通貯金(一般・総合)への自動的な振
	替)1回ごとに110円(うち消費税10円)
	・2021 年 10 月 1 日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場
	合には、未利用口座管理手数料をいただきます。
	なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま
	す。 ・普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。 ・定期貯金へ資金移動させるスウィングサービスの取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	・苦情処理措置
紛争解決措置の内容	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A本支店(所)または金融共済部金融業務課(電話:079-421-37 38)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢 を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等
	また、JAハンク相談別(電話:03-0837-1339) でも、苦情等を受け付けております。・紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき

	ナー 「白ル」 (人) 中央が (人) 大学の (大) 大力 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (
	ます。上記当JA金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお申し出
	ください。
	兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227)
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会
	(以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J
	A金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお問い合せくださ
	<i>(</i> ١٠٠)
	※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護
	士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、
	お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方
	法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム
	等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではあり
	ません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問
	合せください。
その他参考となる	・公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動
事項	受取りにはご利用できません。
	・総合口座の取扱いはできません。
	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日
	まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させ
	ていただきます。

納税準備貯金

(2018年7月1日現在)

商品名	・納税準備貯金
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	yang tipe siteres site energy
(1)預入方法	・随時預け入れできます。
(2)預入金額	・1円以上
(3)預入単位	• 1 円単位
払戻方法	・原則として貯金者等の租税納付にあてる場合に払い戻しできます。
利息	MANAGE OF CALLET A SEEDEMAN ALLESS COMPANIES. NO CONTRACTOR OF COMPANIES.
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度	・毎年3月と9月の当JA所定の日に支払います。
(3)計算方法	毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日
(0) 11)//	とする日割計算をします。
(4)税 金	・利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合に
(-) (-)	は、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、課税されます。(ただし、
	貯金者が納税貯蓄組合法にもとづく納税貯蓄組合の組合員である場合には、
	その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかり
	ません。)
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
手 数 料	_
付加できる特約事項	_
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除
	く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	・苦情処理措置
紛争解決措置の内容	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J
	A本支店(所) または金融共済部 金融業務課(電話:079-421-37
	38)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢
	を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等
	を受け付けております。
	・紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき
	ます。上記当JA金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお申し出
	ください。
	兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227)
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会
	(以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J
	A金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお問い合せくださ
	<i>ا</i> ر ۲ _°)
	※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護
	士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、
	お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方
	法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム
	等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではあり
	ません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問

	合せください。
その他参考となる事項	・租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通貯金の利率によって計算します。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

出資予約貯金

(2019年10月1日現在)

	(2013 午 10 万 1 日先江)
商品名	・出資予約貯金
ご利用いただける方	・組合員
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	Mant VIII. Land & Jack
(1)預入方法	・随時預け入れできます。
(2) 預入金額	・1円以上
(3)預入単位	・1円単位
払戻方法	・出資払込に限り払い戻しできます。
利息	たりの始ウ利索と第四トナナ(亦科人和)
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度 (3) 計算方法	・毎年3月と9月の当JA所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日
(3) 司异刀伝	・毎日の最終残局 1,000 円以上について内利単位を 100 円として 1 年を 303 日 とする日割計算をします。
(4)税 金	こりるロ前可発をしより。 ・個人のお客さまは 20.315%(国税 15.315%、地方税 5 %)※の分離課税、
(4) 7元 並	・個人のお客さよは 20.313 /6 (国代 13.313 /6、地方代 3 /6) ※の方離除代、 法人のお客さまは総合課税となります。
	ベスのお谷でよば心日味代となりよう。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	- ^ 2007 中12 月 31 日よくの週用となりより。 - ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	- 並行は20世紀へ 近日が行い。 1 1年が行い (* み 2 0
手数料	_
付加できる特約事項	- 個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)
11777 (の取扱いができます。
	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除
	く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	・苦情処理措置
紛争解決措置の内容	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J
	A本支店(所) または金融共済部 金融業務課(電話:079-421-37
	38)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢
	を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等
	を受け付けております。
	・紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき
	ます。上記当 J A 金融共済部 金融業務課または J A バンク相談所にお申し出
	ください。
	兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227)
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会
	(以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A 金融共済部 金融業務課または J A バンク相談所にお問い合せくださ
	A金融共併的 金融未務除または JAハング相談別にお同い古色へたさい。)
	ベネボガ酸エ云、第 ネボガ酸エ云、第二米ボガ酸エ云(5) 「 木ボ二ガ酸 士会 という。) では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、
	お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方
	法もあります。
	- 現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システ
	ム等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではあり
	ません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問
1	The second secon
	合せください。

その他参考	ح :	な	る
事項			

- ・当 J A から脱退する場合、または災害その他の事由で当 J A がやむを得ないと認めた場合は、出資金払込み以外の目的でも払戻しができます。
- ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

JA教育資金贈与専用口座

(2023年4月1日現在)

	(2023 年 4 月 1 日現住)
商品名	・ J A教育資金贈与専用口座
	※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座で
971H	す。
ご利用いただける方	・直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母等)から贈与契約書により教育資金を受
	贈した30歳未満の個人
	・贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が 1,000 万円以下であること
	(2019年4月1日以後の贈与について適用)
	※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した
期 間	場合、他の支店(所)・金融機関で専用口座の開設はできません。
別 同	・2013 年 8 月 1 日~2026 年 3 月 31 日
(2)預入期間	・貯金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで
預入方法	別並有が 50 旅に達した自なと、 足の安円に映当した自なと
(1)預入方法	・取扱期間内で随時預け入れできます。
(1) 100 00 12	※直系尊属から贈与された金銭を取得後2ヵ月以内に預入いただきます。
	※預入にあたっては、贈与契約書および教育資金非課税申告書等を当JAに
	提出いただきます。
(2)預入金額	・1 円以上 1,500 万円以下
(3)預入単位	・ 1 円単位
払戻方法	・原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。
	※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認する
	ため、学校等からの領収書等もしくは請求書等を提出いただきます。なお、
	領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非
	課税措置の適用を受けることができません。
	※領収書等に記載の支払年月日と本口座からの払戻日が同じ年に属さない場
	合、本非課税措置の適用対象外となります。
	※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、
	審査・確認するための期間をいただく場合があります。
利息	
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度	毎年3月と9月の当JA所定の日に支払います。毎日の最終確算1,000円以上について仕利労位さ,100円以上で1,550円
(3)計算方法	・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日 とする日割計算をします。
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税とな
	ります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
手 数 料	
付加できる特約事項	・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)
	の取扱いができます。
	・キャッシュカードの発行はできません。
	・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)
	のお取扱いはできません。
	また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。

中途解約	・原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30歳に達した場合、
	②31 歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または
	教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当 JA
	に届け出なかった場合、③40歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高

	がなくなり契約終了の合意があった場合には、口座は解約となります。
□ A /□ A	
貯金保険制度	·保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険
	法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のう
	ち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満
	たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000万円とその利息が貯金保険により
	保護されます。
苦情処理措置および	・苦情処理措置
紛争解決措置の内容	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当」
	A本支店 (所) または金融共済部 金融業務課(電話: 079-421-37
	38)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢
	を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等
	なた、「Aパング作験の(電品・03 0037 1309)でも、音情等 を受け付けております。
	- で支がらかくおりより。 - ・紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき
	ます。上記当 J A 金融共済部 金融業務課または J A バンク相談所にお申し出
	ください。
	兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227)
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会
	(以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J
	A金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお問い合せくださ
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護
	士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、
	お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方
	法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等
	により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありま
	せん。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せ
	ください。
その他参考となる	
事項	

JA結婚子育て資金贈与専用口座

(2023年4月1日現在)

	(==== = >, = >, = =
商品名	・JA結婚子育て資金贈与専用口座
	※租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための
ざ利用いただけて士	口座です。
ご利用いただける方	・直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母等)から贈与契約書により結婚・子育て
	資金を受贈した 20 歳 (2022 年 4 月 1 日からは 18 歳) 以上 50 歳未満の個人
	・贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が 1,000 万円以下であること
	(2019年4月1日以後の贈与について適用)
	※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した
#n HH	場合、他の支店(所)・金融機関で専用口座の開設はできません。
期間	9015 /T 10 H 1 H 2 9095 /T 2 H 21 H
(1) 取扱期間	・2015年10月1日~2025年3月31日
(2)預入期間	・貯金者が 50 歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで
預入方法	TE (77 HT HT H - 4 - 10 M + 77) 1 7 1 2 - 4 3 4 4 4
(1)預入方法	・取扱期間内で随時預け入れできます。
	※直系尊属から贈与された金銭を取得後2ヵ月以内に預入いただきます。
	※預入にあたっては、贈与契約書および結婚・子育て資金非課税申告書等を
(O) 75 7 A #5	当JAに提出いただきます。
(2) 預入金額	·1 円以上 1,000 万円以下
(3)預入単位	・1円単位
払戻方法	・原則として貯金者の結婚・子育て資金の支払にあてる場合に限り払い戻しで きます。
	さまり。 ※専用口座から払い戻す資金を結婚・子育て資金としてご利用されることを
	※等用口座から払い戻り賃金を結婚・丁育く賃金としてこ利用されることを 確認するため、領収書等を提出いただきます。なお、領収書等の提出がな
	(本語) るため、関収音等を促出いたたさまり。なわ、関収音等の促出がない払い戻しや結婚・子育て資金以外の払い戻し等については非課税措置の
	適用を受けることができません。
	適用を支けることができません。 ※領収書等に記載の支払年月日と本口座からの払戻日が同じ年に属さない場
	会、本非課税措置の適用対象外となります。
	っ、平が味代相直の週川内家介となりより。 ※領収書等の内容が結婚・子育て資金の対象に該当するかどうか、審査・確
	認するための期間をいただく場合があります。
利 息	pin f · a / C v y v / 所用 と v / C / C / 勿 日 ル· u /) よ f o
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度	・毎年3月と9月の当JA所定の日に支払います。
(3)計算方法	・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日
	とする日割計算をします。
(4)税 金	・個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税とな
(1) () = =	ります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
手 数 料	
付加できる特約事項	・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)
	の取扱いができます。
	・キャッシュカードの発行はできません。
	・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(結婚・子育て資金の支払
	いは除く)のお取扱いはできません。
	また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。
中途解約	・原則として中途解約はできません。ただし、①貯金者が 50 歳に達した場合、
	②貯金者が死亡した場合、③貯金残高がなくなり契約終了の合意があった場
	合には、口座は解約となります。

貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険 法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のう ち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満 たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により 保護されます。
苦情処理措置および	・苦情処理措置
紛争解決措置の内容	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融共済部金融業務課(電話:079-421-3738)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。・紛争解決措置外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部金融業務課またはJAバンク相談所にお申し出
	ください。
	兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当J A金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお問い合わせくださ い。)
	※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、
	お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方 法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等 により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せ
	ください。
その他参考となる 事項	

成年後見支援貯金 (普通貯金)

(2025年4月1日現在)

商品名	・成年後見支援貯金(普通貯金)
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指
	示書」の発行を受けた方。
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	
(1) 預入方法	・当JAの口座開設店(所)でのみ、預入できます。
(2) 預入金額	・1円以上
(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法	
(1) 払戻方法	・当JAの口座開設店(所)窓口でのみ、払戻しできます。
	・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。
(2) 払戻金額	・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。
(3) その他	・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できま
7.1 H	せん。
利息	たりの外点が表と次用した。上 (本利人が)
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度 (3) 計算方法	・毎年3月と9月の当JA所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日
(3) 計算刀伝	とする日割計算をします。
(4) 税 金	・20.315% (国税 15.315%、地方税 5 %) ※の分離課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	並行の自然の正行政行へ、「「自教行して、ま)。
手数料	・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として(定時自動送金または
	振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。)、当JA所定の手数料(取
	扱手数料および振込手数料)がかかります。
付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」の
	利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。
	※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・
	振替するもの。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険
	法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のう
	ち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満
	たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により
	保護されます。

苦情処理措置および	・苦情処理措置
紛争解決措置の内容	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J
	A本支店(所)または金融共済部 金融業務課(電話:079-421-37
	38)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢
	を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等
	を受け付けております。
	・紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき
	ます。上記当JA金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお申し出
	ください。

	-
	兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当J A金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお問い合わせください。) ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる 事項	・1人1口座とします。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・ATM(現金自動貯払機)では記帳のみお取扱いが可能です。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

成年後見支援貯金無利息型<決済用>

(2025年4月1日現在)

並 ロ ク	2. F. 从 日 十 域 时 人 便 和 自 和 之 为 使 田 、
商品名	・成年後見支援貯金無利息型<決済用>
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指
	示書」の発行を受けた方。
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	
(1) 預入方法	・当JAの口座開設店(所)でのみ、預入できます。
(2) 預入金額	・1円以上
(3) 預入単位	・ 1 円単位
払戻方法	
(1) 払戻方法	・当JAの口座開設店(所)窓口でのみ、払戻しできます。
	・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。
(2) 払戻金額	・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。
(3) その他	・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できま
	せん。
利息	無利息となります。
手 数 料	・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として(定時自動送金または
	振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。)、当 J A所定の手数料 (取
	扱手数料および振込手数料)がかかります。
付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」の
	利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。
	※生活費等毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・
	振替するもの。
貯金保険制度	・貯金保険制度により全額保護されます。
(公的制度)	
世は加州世界ナントッド	• 苦情処理措置
苦情処理措置および	- 苦情処理相直 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J
紛争解決措置の内容	A本支店(所) または金融共済部 金融業務課(電話:079-421-37
	38)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢
	を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等
	を受け付けております。
	・紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき
	ます。上記当JA金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお申し出
	ください。
	兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227)
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会
	(以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当」
	A金融共済部 金融業務課またはJAバンク相談所にお問い合わせくださ
	\'\'\'\'\'
	※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護
	士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、
	お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方
	法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等
	により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありま
	せん。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せ
	ください。
L	

その他参考となる	・1人1口座とします。
事項	・キャッシュカードは発行いたしません。
	・ATM(現金自動貯払機)では記帳のみお取扱いが可能です。
	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日
	まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させ
	ていただきます。